

宿泊約款・規約

当施設は、お客様に安全・快適なご利用と施設の持つ公共性を保持するため、ご利用のお客様には宿泊約款第 9 条に基づき宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。なお、この規則に違反したときは、宿泊約款第 6 条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

利用規則

記

1. 当施設内での次に定める行為は固く禁止しております。
 - (1) 指定以外での喫煙はなさないこと。室内での喫煙は固くお断りしております。
 - (2) 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
 - (3) 廊下及び宿泊施設内に次のようなものを持ち込まぬこと。
 - (イ) 動物、鳥類 (ロ) 悪臭を発するもの (ハ) 発火あるいは引火しやすい危険物
 - (ニ) 鉄砲、刀剣類 (ホ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
 - (ヘ) 著しく多量もしくは重量のある物品 (ト) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
 - (チ) その他当施設が客室への持込みを禁止することとした物品
 - (4) 賭博及び風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為、その他公序良俗に反する行為をしないこと。
 - (5) 無断配信他、宿泊施設を宿泊以外の目的に使用しないこと。
 - (6) 外来者を宿泊施設内に招き入れ、宿泊施設内の諸設備、諸物品などを使用させないこと。
 - (7) 宿泊施設内の諸設備、諸物品を他の場所へ移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用。
 - (8) 廊下やロビー等に所持品を放置しないこと。
 - (9) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
 - (10) 客用以外の施設への立ち入り
 - (11) 浴場内での染毛・漂白剤等の使用
 - (12) 客室内でお香などを焚く行為
 - (13) 営利を目的とした活動
 - (14) その他当施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為
3. 会計は前金でお願いいたしておりますが、ご出発の際、またはフロントより「ご利用になった付帯施設利用料金」あるいは「延長料金」の提示がございましたら、その都度お支払いください。
4. ご滞在中の現金、【貴重品の管理】はお客様の自己管理となっております。
5. 貴重品の紛失、盗難については一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
6. お預かり物やお忘れ物の保管は、ご出発後 1 カ月とさせていただきます。
7. 暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合について。
 - (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 4 年 3 月 1 日施行)による指定

暴力団及び指定暴力団員等の当施設の利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)

(2) 反社会团体及び反社会团体員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当施設利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)

(3) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当施設の利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。

(4) 当施設を利用する方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。

(防災のご案内)

当施設では、万一の火災や地震などの緊急事態に備えて防災設備を完備しております。また、お客様の安全を確保するために、定期的な防災訓練を実施することにより、保安体制にも万全を期しております。

1. 客室到着時

(1) 各フロアに掲示されている非常口の位置、避難経路をご確認ください。

2. 火災発生時、又は発見時

(1) フロントまでご連絡ください。

(2) 大声で叫ぶか、音をたてて近くの人に知らせてください。

(3) 係員の誘導案内に従い落ち着いて素早く避難してください。

3. 避難時

(1) 服装や持ち物にこだわらずに早く逃げてください。

(2) 避難時にエレベーターは絶対使用しないでください。

(3) 煙が立ちこめている場合は、姿勢を低くして煙の少ない方向に避難してください。

(4) 非常時以外、窓を全開にしないでください。

4. 地震災害時

(1) 係員の指示に従い冷静に行動してください。

(2) 家具等の転倒、落下物に注意し、頭を保護して避難してください。

宿泊約款

(本約款の適用範囲)

第 1 条

当施設が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(約款の改定)

第 2 条

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時間
- (3) 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による）
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2. 前項に基づき当施設に申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出ていただきます。

3. 宿泊客が、宿泊中に第 1 項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当施設が指定する日までにお支払いいただきます。

3. 次の各号に定める事由が生じたときは、当施設は、当該宿泊者にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。

(1) 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当施設が指定した日までにお支払いいただけないとき。

(2) 当施設からの連絡を拒否されたとき。

4. 前項第 2 号及び第 2 号に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還はいたしかねます。

(宿泊契約締結の拒否)

第 4 条

当施設は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室により客室の提供ができないとき。

(3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。

(4) 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。

(5) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(6) 宿泊しようとする方が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼし、もしくは当施設の運営を阻害するおそれがあるとき、又は他の宿泊者もしくは当施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(10) 宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。

(11) 保護者の許可のない18歳未満の者のみが宿泊するとき。

(12) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。

(13) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。

(14) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条

宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

(1) 宿泊客が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。

(2) 宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、当施設は、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとして処理することができるものとします。

(当施設の契約解除権)

第6条

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。

(2) 宿泊客が、当施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。

(3) 宿泊客が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。

- (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
- (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (6) 客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
- (7) 宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
- (8) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。

なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合とは、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の営業時間の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。

- (9) この約款又は当施設の利用規則に違反したとき。
- (10) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2. 前項に基づく解除の通知は、口頭又は第2条に基づき申出のあった宿泊者の連絡先への電話、電子メール又は書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。

3. 当施設が前二項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項第3号及び第5号の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

(宿泊の登録)

第7条

1. 宿泊客は、宿泊当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地、入国年月日、パスポートの提示及びコピーの提出
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第8条

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻（午前10時）までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の定めにかかわらず、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。

この場合には別表第3に定める追加料金（消費税込）を申し受けます。但し、出発予定日のチェックイン時刻を越える場合は、1泊分の宿泊料金を申し受けるものとし、到着日のチェックアウト時刻前からの使用についても同様とします。

3. 前二項に基づき宿泊客が客室を使用できる時間内であっても、当施設は、安全及び衛生管理その他当施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

（利用規則の遵守）

第9条

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

（営業時間）

第10条

1. 当施設内の各種施設等の営業時間は、館内備付パンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内いたします。

2. 前項の施設等の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜お知らせします。

（料金の支払い）

第11条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（宿泊の責任）

第12条

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。但し、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、宿泊客の前項の損害に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、宿泊客の被った損害が填補されない場合があります。

（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

第13条

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、可能な限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当施設は、前項に基づく他の宿泊施設のあっ旋に努めたものの、あっ旋ができなかったときは、宿泊契約を解除することができるものとします。この場合における解除の通知については、第6条2項の規定を準用するものとします。

また、客室を提供できないことについて、当施設の責に帰すべき事由がある場合には、当施設は、別表

第4に掲げるところにより、補償料を宿泊者に支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。
(寄託物等の取扱い)

第14条

1. 当施設は宿泊客の寄託物をお預かりいたしません。
2. 宿泊客が当宿泊施設にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は3万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条

1. 宿泊客の手荷物(現金並びに貴重品除く、以下同じ。)が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限りお預かりします。
2. 宿泊客が、チェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、所有者からの指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め3日間保管し、その後処分するものとします。
3. 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。
4. 第1項及び第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、第2項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第16条

1. 宿泊客が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。当宿泊施設外の駐車場をご利用の場合も管理責任を負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第17条

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(客室の清掃)

第18条

1. 宿泊客が3泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、原則として2日経過ごとに1回行わせています。
2. 宿泊客から清掃は不要である旨のお申出を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも3日経過ごとに1回、客室の清掃を行わせていただくものとします。但し、当施設が必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。

3. 前項の客室清掃について、宿泊客は、これを拒否できないものとします。

(約款の改定)

第 19 条

所轄裁判所は当施設の指定する裁判所とします。

第 20 条

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

この約款が改定された場合、当施設は、改定後の約款の内容及び効力発生日を当施設のホームページに掲出するものとします。

(別表第 1) 宿泊料金の算定方法 (第 11 条関係)

料金	内訳	
	基本宿泊料金	室料及びサービス料
	付帯料金	飲食料及びその他の利用料金
	税金	消費税

(別表第 2) 違約金 (第 5 条関係)

契約解除の通告を受けた日	2 日前	前日	当日
基本宿泊料金に対する違約金比率	30%	50%	100%

注 1) %は、宿泊料金 (他事業者との提携宿泊プランにおける提携料金分を含みます。) に対する違約金の比率です。

なお、提携する他事業者が定めるキャンセルポリシーにしたがって計算した金額が上記によって計算した違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として収受します。

注 2) 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず、短縮により宿泊しないこととなった最初の日の分についてのみ、違約金を収受します。但し、上記②の違約金については、短縮により宿泊しないこととなった全ての日の分について、その短縮の申出がなされた日から短縮により宿泊しないこととなった各日までの日数に応じて収受します。

注 3) 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金を基に算出した額の違約金を収受します。

(別表第 3) 客室の時間外使用による追加料金 (第 8 条関係)

宿泊約款第 8 条 2 項に基づく追加料金は、以下のとおりとします。なお、超過料金算定の基準となる金額は、宿泊最終日の基本宿泊料金に消費税相当額を加算したものをいいます。

【超過料金】	
(1) 1 時間を超え 5 時間まで	ショートステイ料金
(2) 5 時間を超えた場合	1 泊分の宿泊料金

(別表第4) 補償料 (第13条関係)

契約解除の通知日	当日	前日	2日前以前
基本宿泊料金に対する違約金比率	100%	20%	—

注) %は、宿泊料金 (他事業者との提携宿泊プランにおける提携料金分を含みます。) に対する補償料の比率です。